

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税及び復興特別所得税の
申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

第 _____ 号
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

〒

住 所 _____

氏 名 _____ 様

_____ 税 務 署 長

あなたは、_____年分の国外転出時課税制度に係る所得税及び復興特別所得税について、所得税法
第137条の2第1項
第137条の3第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により申告され
第137条の3第2項
た猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった所得税及び復興特別所得税の額 _____ 円は、至
急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付
してください。

○ 納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イーロ)
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納 税 猶 予 税 額			円
C 申告期限までに納付すべき 税 額 (A - B)			

○ 納税の猶予が認められない理由

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税及び復興特別所得税の
申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。